



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	年金と信託：受託者責任を中心とした日英比較法研究〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	川村，行論
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11637号
Issue Date	2015-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58702
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Takanori_Kawamura_review.pdf, 審査の要旨



学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 川 村 行 論

	主 査	教 授	加 藤 智 章
審査担当者	副 査	教 授	山 本 哲 生
	副 査	教 授	會 澤 恒

年金と信託 ―受託者責任を中心とした日英比較法研究―

審査委員会は、論文閱讀のうえ、2月2日に面接試問を行い、論文審査を行った。

本論文は、信託法上の受託者責任に焦点を絞って、いわゆるわが国の企業年金とイングランドにおける職域年金との比較研究を行うものである。企業年金については、荒木誠之が社会保障法の適用領域には含まれないとの見解を示したことにも影響を受けて、社会保障制度における位置づけに関する議論の蓄積が乏しい領域であった。しかし、筆者は企業年金が信託と密接に関連するにもかかわらず、両者を結びつける研究が欠落していたこと、比較法の対象がアメリカ、それも専ら ERISA 法に偏っていたこと、さらに受託者責任が正面から取り上げられてこなかったことに着目して、イングランドにおける受託者責任の生成過程を 18 世紀から検討することを通じて、受託者責任を中心とした日英比較法研究を 3 部構成で試みるものである。

第一部は日本法を対象としている。まず第 1 章は、企業年金制度に信託が用いられるに至った経緯、第 2 章では、受託者責任が問題とされるようになった経緯を検討する。これらを踏まえて、第 3 章では、確定給付企業年金法を取り上げ、同法の受託者責任を具体化するシステムについて検討している。その中で、企業年金制度における基本法の制定が試みられたこと、当該試みが挫折し、確定給付企業年金法の制定にとどまることになったことを明らかにし、同法において、受託者責任が整備され、規制監督権限が強化されたものの、支払保証制度が実施されなかったことから、受託者責任をエンフォースする制度設計は不十分なものになったことを明らかにしている。

イングランド法を検討する第二部は、以下のような 3 章構成である。まず第 1 章では、第一部第 1 章と同様に、職域年金制度において信託が用いられた経緯について考察する。第 2 章では、イングランド法において、職域年金制度を規律する仕組みとして信託法がそのまま適用されている状況を踏まえて、信託法上の受託者責任（特に注意義務、忠実義務）、および企業年金制度において受託者責任がどのような形で問題となってきたかについて検討している。第 3 章では、職域年金制度の基本法とも目される 1995 年年金法及び 2004 年年金法を取り上げ、これらの法律において受託者責任をエンフォースするためにどのような制度設計がなされているのかを検討する。

総括とされる第三部では、第二部までの検討結果を整理したうえで、イングランド法の議論がわが国にどの程度、適用可能であるかが検討されている。そこでは、まず、わが国において 2007 年に信託法が改正されたことを踏まえて、わが国の企業年金制度においても

事業主が設定者兼受託者となる可能性が生まれ、それに伴い、現行制度において受託者とされない事業主に受託者責任を課す問題点が是正されうることを指摘する。次に、こうしたわが国の状況変化により、イングランド法のように、忠実義務の観点から、自己投資及び剰余金規制、あるいは義務違反の効果として利得の吐き出しが規定される可能性があること、また、注意義務の観点から、信託事務の委任における免責のあり方が参考になる一方、受託者への専門性の要求は参考にはならないことを指摘している。さらに、わが国の支払保証制度の設計に際して、受託者責任のエンフォースメントという観点に立つイングランド法の設計構想が参考になることを指摘する。

本論文は、これまで検討の対象とされる機会の少なかったイングランド信託法およびその受託者責任の生成・展開過程を、学説・裁判例に依拠して検討した力作と評価することができる。また、年金制度の展開を経済・産業・社会の状況と関連づけて記述しており、フォーマルな政策形成過程のみならず業界団体等のアクターによる立法への関与を指摘するなど、年金制度とそれをめぐる法政策を立体的に浮き彫りにすることを試みている。他方、第三部の総括は第一部、第二部で検討した結果について、やや謙抑的に整理したものに止まっているが、これは信託法と受託者責任の検討に力点を置いた結果、所得保障システムとしての公的年金制度と企業年金との関係把握が曖昧になっていることにも起因する。このことは筆者自身、十分自覚しており、面接における質問にも概ね的確に対応した。また、立論を急ぐあまり、論証が不十分な点あるいは若干不正確な記述も散見されるものの、公刊に向けて修正できる範囲内であり、また今後の研究については、取り組むべき課題、進むべき方向性を明確に認識している。

以上の理由により、審査委員の一致した結論として、本論文は博士論文としての価値を有すると判断した。